

移動支援事業のご案内

～障害のある方の外出をサポートします～



① 対象となる方

重度視覚障害者（児）・知的障害者（児）・全身性障害者（児）・精神障害者

※全身性障害者とは、両上肢機能障害 1 級かつ両下肢機能障害 1 級の身体障害者の方です。

※重度視覚障害者の方は、障害者総合支援法に基づく同行援護の利用が優先されます。また、重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用している方は、それぞれのサービス内容に外出支援が含まれているため、併用はできません。ただし、外出支援では利用できない通学の送迎等、特に必要と認められるものについては、移動支援を利用することができます。

② サービス利用の内容について

屋外での移動が困難な障害者等について、円滑に外出できるよう移動を支援します。

◎利用について

☆個別支援型・グループ支援型……マンツーマンでの個別支援型と、最大4名までのグループに対し、介助者1名以上で行うグループ支援型があります。介助者の人数は、利用者と事業所との合意の上で決定します。

☆身体介護あり・なし・事前の聴き取り調査により、身体介護あり・なしが決まります。

☆自宅以外からの出発、帰着・利用開始／終了場所は、自宅以外でも可能です。利用開始／終了場所が区外の場合は、おおむね自宅から片道1時間以内の範囲の場所とします。

☆スポーツ等の介助に関しては、利用者と事業所との合意の上であれば、介助者が移動先で利用者と共に活動することができます。

☆サービスには外出の前後や外出中の代読・代筆を含みます。

◎利用できないもの

☆通院の介助（居宅介護の通院等介助での対応となります。）

☆保育園、幼稚園、子ども園及び児童対象の習い事までの送迎

障害の有無にかかわらず、保護者の養育、育児の範囲と判断されるため認めていません。

☆宗教活動、政治活動（布教活動や街頭演説など）

☆自主通所を原則としている施設への送迎

☆学校教育の介助（スクールバスの添乗、校外学習の付き添いなど）

◎利用に条件のあるもの（区が個別に認めた場合に受給者証に記載）

☆通勤・通学・通所（児童発達支援、放課後等デイサービス等の送迎含む）の送迎

[慣れるまでの一定期間、介護者（保護者）の疾病や就労及び本人の状況を含む家庭状況等の事由に応じて対応しています。]

*利用可能となっている内容でも、対応できるかどうかは各事業所によって異なります。直接、事業所へお問い合わせください。

うら面あり

③ 申請から利用までの流れ

①利用申請 サービスが必要な場合は、新宿区に申請をします。



②聴き取り調査[勘案事項調査及びサービス利用意向の聴取]



区の職員により、利用希望者の生活や障害の状況についての聴き取りが行われます。

③支給決定 聴き取り調査の内容をもとに、サービスの支給量などが決定されます。



④地域生活支援サービス受給者証の交付



地域生活支援サービス受給者証（A4版）が交付されます。

⑤利用契約（事業者と契約を結びます）



サービスを利用する事業所を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。

その際に、地域生活支援サービス受給者証を事業所に提示する必要があります。

⑥サービス利用

サービスを利用します。

※ 申請から支給決定まで、約2週間から1か月かかります。

サービスを利用する予定がある方は、支給決定までの期間を見込んだうえで、早めに申請してください。

④ 費用負担について

	身体介護あり	身体介護なし
日中1時間 (個別利用)	4,520円	2,210円
日中1時間 (グループ支援)	3,390円	1,660円

生活保護世帯の方及び区民税非課税世帯の方は自己負担が無料です。区民税課税世帯の方については、上記金額の10%が自己負担となります。ただし、区では令和9年3月31日まで、自己負担額を3%に軽減しています。

◎交通費について

原則として、ヘルパー利用中の交通費についてはヘルパー分も利用者の負担となります。また、ヘルパーの利用開始場所までの移動及び利用終了場所からの移動に係る交通費については、区内の場所については事業所の負担、区外の場所については利用者の負担となっています。ただし、区内であっても数か所の場所を移動する場合などについては、交通費が発生する場合がありますので、詳しくは事業所にお尋ねください。

◎その他の自己負担について

入場料（プール、動物園、映画館など）については、ヘルパー分も負担していただく場合があります。また、食事についても同様の場合がありますので、詳しくは事業所にお尋ねください。

【問い合わせ先】

新宿区福祉部障害者福祉課支援係 電話 03-5273-4583 FAX 03-3209-3441